

特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「甲」という。）が発注する県営馬見丘陵公園民間活力導入可能性調査業務（以下、「業務」という。）に適用する。

第2条 目的

本業務は、県営馬見丘陵公園の賑わい創出と維持管理のための財源確保を図るため、公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）や指定管理（イベントなどのソフト事業の実施を含む。）の民間活力を活用した事業（以下、「民間活力事業」という。）等の導入を検討するため、民間活力導入に当たっての課題や民間事業者の参画意向等を整理し、事業の実施可能性について評価することを目的とする。

第3条 業務対象範囲

県営馬見丘陵公園（奈良県北葛城郡河合町及び広陵町）

第4条 委託期間

契約締結日より令和8年3月19日まで

第5条 統括責任者の要件

業務の実施にあたっては、受注者（以下、「乙」という。）は業務全体を統括し管理する「統括責任者」を選任し、着手前に届け出るものとする。

「統括責任者」は、都市公園における Park-PFI を含む民間活力導入を支援した実績を有する者とする。また、統括責任者は、乙と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、統括責任者届には、これまでの実績を記載した書類及び所属を証明する書類（所属業者名及び交付日が記載された「健康保険被保険者証(写し)」等）を添付すること。

第6条 業務内容

（1）計画準備

乙は、業務の目的・趣旨を把握・理解した上で、業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

(2) 市場調査

乙は、民間活力事業に関して、民間事業者の意向を調査する。

①検討資料の作成

乙は、民間事業者が、馬見丘陵公園での民間活力事業の実施を検討するのに参考となる資料を作成する。資料の作成にあたっては、馬見丘陵公園全体の概要と共に、馬見丘陵公園の各エリアの図面とその特徴（地形、人流の状況及び法規制などの情報を含む。）を記載するものとする。なお、乙は、資料の作成のため、甲が実施した過去の調査資料や図面などを、無償で借り受けることができる。

②ヒアリング調査の実施

乙は、馬見丘陵公園での民間活力事業の実施の可能性のある民間事業者を発掘し、ヒアリング調査を実施する。乙は、ヒアリング調査に先立って、質問項目（民間活力事業の手法、展開する事業内容（事業規模や想定利用者数などを含む）、事業実施に係る条件（出店場所、事業期間、管理・運営方法、官民費用負担等を含む）、収益見込み、事業の試行（トライアル）に関する意向（内容や条件等を含む）など）を記載したヒアリングシートの案を作成して、甲の承認を得るものとする。なお、ヒアリングを実施する民間事業者の数は、金融機関5者以上、商業事業者30者以上、指定管理事業者15者以上、その他（イベント事業者等）10者以上とすること。また、甲が希望する場合、乙は、ヒアリングに甲の職員を同行させること（甲の職員が同行する場合の当該職員の旅費は、甲が負担する）。

③報告書の作成

乙は、前号のヒアリング結果について、全体的な傾向と各事業者の意向をとりまとめた報告書を作成して、甲に提出する。

(3) 事業の試行（トライアル）の募集

乙は、民間事業者によるトライアル（民間事業者が馬見丘陵公園での民間活力事業の実施に向けて事業の実現性や収益性などを検証するために必要な事業の試行）を募集するための要項を作成し、実際の募集業務を支援する。

①募集要項の作成

乙は、トライアルを実施する民間事業者を募集するための要項を作成して、甲の承認を得る。募集要項には、前項で実施した市場調査の結果を反映させること。

②募集業務の支援

乙は、前号で甲の承認を受けた募集要項に基づき、甲がトライアルを行う民間事業者を募集するにあたり、甲の募集業務を支援する。具体的には、対象となる民間事業者への周知や働きかけ、応募書類の整理や内容の確認などを実施するものとする。

(4) その他の民間活力導入手法の検討

乙は、Park-PFI や指定管理以外の民間活力導入手法（公園施設管理許可、ネーミングライツなど）について、先行事例を収集し、馬見丘陵公園での実施可能性を検討する。

(5) 報告書の作成

乙は、業務の成果として、前項までの業務で得られた結果を整理し、とりまとめた報告書を作成する。

第7条 成果品の提出期限

事業の成果品の提出期限について、第6条第2項第3号の報告書は令和7年9月30日までに中間報告書を提出し、令和8年3月19日までに最終報告書を提出するものとする。第6条第5項の報告書は令和8年3月19日までに提出するものとする。成果品の提出にあたっては、照査を実施すること。また、各成果品は、それぞれ紙媒体2部及び電子データ2式とすること。

第8条 打ち合わせ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品提出時2回の計6回行うものとする。ただし、中間打合せは、甲と乙の協議の上、必要に応じて行うものとする。なお、業務着手時及び成果品提出時には、原則として統括責任者が立ち会うものとする。

第9条 その他

- (1) 甲は、成果品の引き渡しを受けた日から1年間、乙に対して、成果品の瑕疵の補正を請求することができるものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項及び設計数量等について疑義や数量変更が生じた場合、乙は甲と協議を行い契約変更等含めその指示に従うものとする。
- (3) 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、成

果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

- (4) 乙は、本業務で生じたすべての成果を許可なく第三者に公表または貸与してはならない。
- (5) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む）は、甲に帰属するものとする。また、乙は甲に成果品の内容の公表、複製、翻訳、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。この場合において、甲は著作権人格権を行使しない。
- (6) 委託契約完了にかかわらず、成果内容に不備、誤りがあった場合には、乙の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の申請を行い、その再委託内容が、委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由があると判断できる場合は、甲は再委託を承認することができる。
- (8) 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対してすべての責任を負うものとする。
- (9) 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和 2 年 10 月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額(同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。